

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市姉妹都市等交流事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	佐渡市の市民団体が、市と提携する姉妹都市等との交流事業を積極的に行うことで、友好関係の発展に寄与するため、姉妹都市等交流事業に要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	姉妹都市等との交流事業を行う者
補助対象経費	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	派遣100万円 受入30万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1/2以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	事業実施数 4
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	姉妹都市等との交流事業を促進する目的であり費用対効果は算出できない。
補助制度開始	平成21年4月1日
見直し時期	令和6年9月30日
補助終期	令和7年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
	姉妹都市等との交流であり、継続の必要がある。
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ等で募集する
事業担当	（担当部署） 総務課 総務係
	（電話番号） 0259-63-3111